

○大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格
審査の時期等

昭和六十年三月一日

大分県告示第二百三十五号

改正 昭和六二年十一月一七日告示第一三八七号

昭和六三年一〇月一日告示第一二一七号

平成五年一月二六日告示第九二号

平成七年一月三十一日告示第一一四号

平成一〇年十一月四日告示第八六〇号

平成一七年一二月一三日告示第一二四六号

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第十九条及び第三十条の規定に基づき、大分県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査の時期等について、次のように定める。

第一 競争入札参加者の資格

- 一 競争入札参加資格の資格審査を申請できる者は、当該申請時において、営業に必要な登録（測量にあつては測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の規定による登録、建築にあつては建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の規定による建築士事務所登録）を受けている者又は営業を開始している者（測量及び建築以外の業種に係るものに限る。）とする。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。

（昭六二告示一三八七・追加、昭六三告示一二一七・平五告示九二・平七告示一一四・平一〇告示八六〇・一部改正）

第一の二 資格審査事項

競争入札に参加する資格を得ようとする者の資格の認定は、次に定める資格審査事項について行うものとする。

- 一 平成十一年を初年とする隔年の二月一日（以下「審査基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（以下「基準年度」という。）及びその前年度の年間平均契約実績高

二 経営規模

- (一) 自己資本額（法人にあつては基準年度の決算（以下「基準決算」という。）における資本金額（出資総額を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年繰越純資本金の額をいう。以下同じ。）
- (二) 審査基準日における業務に従事する技術職員の数及び技術職員以外の職員の数

三 経営比率

- (一) 流動比率（基準決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
- (二) 自己資本固定比率（基準決算における自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
- (三) 総資本純利益率（基準年度における純利益の合計額を基準決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益金及び事業主借勘定の額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

四 営業年数（審査基準日までの営業年数をいう。）

（昭六二告示一三八七・旧第一繰下・一部改正、昭六三告示一二一七・平七告示一一四・平一〇告示八六〇・一部改正）

第二 入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法

- 一 入札参加資格審査申請書の申請の時期は、令和二年十二月一日から令和三年一月三十一日を最初の期間とする隔年ごとの十二月一日から翌年一月三十一日までとする。
 - 一の二 随時の入札参加資格審査申請書の申請の時期は、知事が別に定める期間とする。
- 二 入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (一) 営業に必要な登録等を得たことを証する書類の写し
 - (二) 業務実績調書
 - (三) 技術者経歴書
 - (四) 営業経歴書
 - (五) 法人にあつては登記簿謄本、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身元証明書
 - (六) 営業所一覧表

- (七) 財務諸表
- (八) 経営規模等総括表
- (九) その他知事が指定する書類

(昭六三告示一二一七・平五告示九二・平一七告示一二四六・一部改正)

第三 入札参加資格の承継

- 一 入札参加資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、知事の承認を得て当該入札参加資格を承継できるものとする。
- 二 一により入札参加資格を承継しようとする者は、速やかに、入札参加資格承継承認申請書に、営業の一切を承継したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 三 知事は、二の申請書の提出があつた場合において、入札参加資格の承継を認めるときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第四 入札参加資格審査の結果の通知

知事は、入札参加資格審査申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第五 入札参加資格の有効期間

- 一 入札参加資格の有効期間は、第四の規定により入札参加資格の審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の三月三十一日までとする。ただし、引き続き次々年度分の入札参加資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 二 一の規定にかかわらず、第二の一の二の規定により入札参加資格の審査を申請した者の有効期間は、知事が別に定める期間とする。

(平一七告示一二四六・全改)

第六 変更届

入札参加資格を取得した者は、当該入札参加資格の有効期間中次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 代表者の氏名

(平七告示一一四・一部改正)

第七 入札参加資格の取消し等

一 入札参加資格審査を申請した者が、次のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができる。

(一) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかつたとき。

(二) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である等競争入札参加者の資格を与える者として不相当であることが判明したとき。

二 入札参加資格を取得した者が、次のいずれかに該当するときは、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後二年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項の規定に該当するに至つたとき。

(二) 暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不相当であることが判明したとき。

三 二の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

（平一七告示一二四六・一部改正）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和六二年告示第一三八七号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和六三年告示第一二一七号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等を定める告示の規定は、昭和六十四年度の入札参加資格の資格審査の申請から適用する。

附 則（平成五年告示第九二号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示施行の際現に改正前の大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示の規定に基づき競争入札参加の資格を有している者の競争入札参加資格については、なお従前の例による。
- 3 この告示施行の際現に改正前の告示に基づき提出された競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）については、改正後の大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示の規定に基づく申請書とみなす。

附 則（平成七年告示第一一四号）

この告示は、平成七年二月一日から施行し、改正後の大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等を定める告示の規定は、平成七年度の入札参加資格審査の申請から適用する。

附 則（平成一〇年告示第八六〇号）

この告示は、平成十一年二月一日から施行し、改正後の大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等を定める告示の規定は、平成十一年度の入札参加資格審査の申請から適用する。

附 則（平成一七年告示第一二四六号）

この告示は、公示の日から施行する。